

議案第69号

大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例

大田原市自家用有償バス設置条例（平成4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）中

「

5	大田原市内循環線	大田原市役所	中田原・若草・美原・本町	西那須野駅	年末年始を除く毎日
---	----------	--------	--------------	-------	-----------

」

を

「

5	大田原市内循環線	大田原市役所	中田原・若草・美原・本町	西那須野駅	年末年始を除く毎日
			末広・中央・大田原市役所・中田原・若草・美原・本町	西那須野駅	年末年始を除く毎日

」

に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月19日から施行する。